



## SF 商法 (催眠商法) に注意!!

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

巻き込まれないためと巻き込まれたときの対策

最近、市内や近隣市において、SF 商法 (催眠商法) に関する相談が増えています。会場では、楽しい話を聞くことが出来ますが、代わりに高額な商品を契約させられてしまうことがあります。

### SF 商法の手口

「近々、このあたりに出店する予定なので、宣伝のための日用品を無料で配ります」「我々は通信販売の会社で、来月から折り込みでカタログを入れます。今回は、うちで扱う商品を安く販売するので、皆さんに宣伝してください」などと言って、民家や公会堂などの閉め切った会場に人を集めます。

会場では、健康や睡眠などの話しをしながら、日用品を無料で配ったり、安く販売します。このようにして場の雰囲気盛り上げ「買わないと損だ」という、一種の催眠状態を作り出し、最後には高額な商品を売りつけてくるのが手口です。最初は優しそだった販売員が、途中から変貌して怖い思いをさせるため、断りきれずに契約をしてしまうケースもあります。

契約した後は、商品とともに消費者を自宅まで車で送り、その場で代金を現金で支払わせます。また、自宅に現金がない場合でも、銀行や郵便局まで同行して、目の前でお金を引き出させる強引な業者もいます。

### 【公会堂や自宅などを

#### 貸し出す際にも要注意

SF 商法では、空き家や自宅のガレージ、公会堂といった施設を、会場として貸して欲しいと頼まれる場合があります。住宅を貸してほしいと言われる場合は、人目に付きにくい、奥まった場所にあるお宅です。安易に会場として貸し出してしまうと「あのお宅でやるなら安心」というような、おかしな安心感を近所の人に与えてしまうことがあります。また、部屋を貸すと同時に、高額な商品を買わされてしまう場合もあるので、頼まれた際の返事は慎重にしましょう。

### 【巻き込まれないための対応】

- SF 商法で販売される商品は、布団・敷きパット・温熱治療器・電気治療器・健康食品などです。
- 無料・安価につられて、安易に会場に足を運ばないようにしましょう。
- 友達を誘わないようにしましょう。
- 公共施設を会場にした SF 商法も後を絶ちません。事業者は「公共施設で行うならば安心」という消費者の意識を逆手に取ります。公共施設で行われるからといって、安易に足を運ばないようにしましょう。

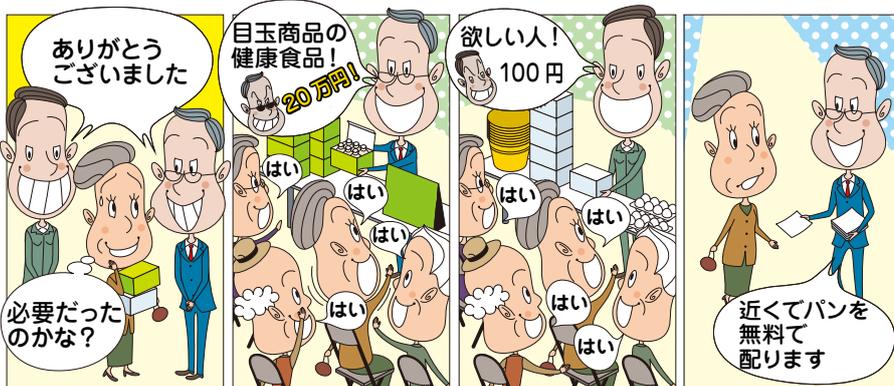
### 【契約してしまつてからの対応】

- 契約した場合、契約した日から数

えて8日以内ならば、クーリング・オフ (無条件での契約の撤回または解除) ができます。

●クーリング・オフは、既に商品を使用している場合でも可能です。ただし、商品によっては代金の一部を支払わなければならないこともあります。

※悩む前に、まずは消費生活センターにご相談ください。



### 生活用品活用バンク

とき/毎週火曜日・木曜日 午前

9時〜午後4時 (祝日・プラザ  
お休み/休館日を除く)

ところ/市民相談係 (プラザお  
りり1階)

登録方法/電話または直接、市民  
相談係まで

#### ①譲ります

- ▽ソファ・ベッド・学習机・座イス・食卓テーブル・収納ボックス・地デジチューナー・ミニコンポ・パソコン・空気清浄機・チャイルドシート・ジュニアシート・すべり台・ベビー用品・柔道着・卓球台・大正琴・生ごみ処理機・子ども用キックボード・子ども用自転車・一輪車

#### ②譲ってください

- ▽ソファ・介護用ベッド・パソコン・冷蔵庫・テレビ・制服・鍵盤ハーモニカ・トランポリン・ミシン・スコップ・運搬用一輪車・自転車

※10月11日現在の状況です。

#### 注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 譲って欲しい人が運搬
- 譲りたい物には、値付け可 (上限5000円)

※右記以外の登録品など、詳しくは、お問い合わせください。

☎ 市民安心課 市民相談係

☎ 36・7153